

にかほ市産学共同研究開発 助成事業補助制度の募集

新産業の創出により地域経済の活性化を図るために、市内中小企業が行う、大学や公設試験機関等との共同による新技術・新製品開発等への取り組みに要する経費を補助する制度を創設しました。

制度の活用を検討される方はお気軽に問い合わせください。



【補助金交付対象者】

今後、成長が期待される産業分野において、大学や公設試験機関等と連携して新製品の研究開発を行うもので、市内に事業所・工場等を有する中小企業等。

※大学および公設試験機関等は、県内に設置されているもの

募集期間 6月2日(月)～7月22日(火)

補助額 1件あたり500万円以内

※平成26、27年度の2カ年度以内

補助率 補助対象経費の2／3以内

対象経費 ①原材料・消耗品等の購入に要する経費

②機械装置・工具機器のリース・購入・修繕費

③外注加工・検査・調査等の外部委託に要する経費

④知的財産権の使用に要する経費

⑤外部専門家による技術指導受け入れに要する経費

⑥業務に直接従事した研究員の労務に要する経費

⑦その他、市長が特に必要と認める経費

申込・問合先 にかほ市役所金浦庁舎 商工課☎ 38-4304

緊急雇用対策 早期就職支援 パソコン講習

内容 ワード・エクセル・パワーポイントの基本操作、提出書類①商工課および仁賀保・象潟市民SCに備え付けの申込書

パソコンの一般的なソフトの操作や履歴書の書き方や面接対策など、離職者の早期就職を支援する講習です。

この講習を受講すると日本商工会議所のPC検定（マイクロソフトスペシャリストと同等）文書処理検定3級とデータ活用3級取得可能レベルの技能を身に付けることができます。

対象者 にかほ市に在住する離職者で25日間の講習を受講できる方

期間 6月24日(火)～7月30日(水)
※土日、祝日および7月11日(金)は休講

時間 午前9時～午後4時
会場 仁賀保公民館

申込先 商工課、仁賀保・象潟市民SC
申込期間 5月19日(月)～30日(金)

問合先 商工課☎ 38-4304



受講料 無料（テキスト代は実費）
定員 15人（応募多数の場合は抽選）
※応募が過半数に満たない場合中止

【対象テーマと一例】	
新製造技術分野／	製造業における新しい技術の開発
情報通信関連分野／	コンピュータやデータ通信に関する技術全般における開発
環境関連分野／	温室効果ガスである二酸化炭素の発生量を抑制する技術や研究開発。また、家電製品に含まれる希少金属をリサイクルする技術といった、再利用技術の開発など
新エネルギー・省エネルギー関連分野／	バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電といった新エネルギーや、エネルギー効率を高める省エネルギー技術の開発など
医療・福祉関連分野／	医療機器および福祉関連用品の開発
生活文化関連分野／	生活の拠点である「家」に代表される建築や建設にかかる新たな技術の開発
農業・食品加工分野／	加工食品の新たな商品開発やそれに伴う新たな農業生産技術の開発
その他／	特に市長が認めるもの

市商工課から

中小企業向け支援策のお知らせ ～活力ある産業のまちを目指して～

にかほ市工業振興条例の支援策拡充

新たな企業誘致や既存企業における規模拡大を促進するため、設備投資や機械設備のリースおよび電気・水道料等の使用料に対する助成など、にかほ市工業振興条例の一部を改正し、奨励措置を拡充しました。

奨励措置を受けるための指定基準

工場等の新設または増設に係る投下固定資産の取得価格が、1,000万円を超える場合、新設の場合は、当該新設の操業時における常時雇用従業員の数が5人以上であること。

現行の奨励措置

①市税優遇制度

固定資産税を5年間課税免除

②土地・建物借上助成金

借り上げる土地・建物にかかる固定資産税相当額を5年間助成

③雇用促進助成金

本市に住所を有する新規雇用正社員1人につき25万円を助成

※上限額1,250万円、1回限りの交付

※操業日の前後6カ月以内に雇用契約し、1年以上雇用していること。



今回拡充された奨励措置

④設備投資助成金

土地を除く投下固定資産取得額の10%を助成
※上限額5,000万円

※指定日の属する年度1回限り

⑤機械設備リース料助成金

リース料の10%を5年間助成
※上限額1,000万円/年

※機械設備リース等の総額1,000万円超の場合

⑥使用料助成金

通信回線使用料、電力使用量、ガス・工業用水使用料の30%を5年間助成

※上限額1,000万円/年

※工場等新設時、本市に住所を有する新規雇用正社員20人以上雇用し、投下固定資産の取得価格が総額で1億円以上の場合

奨励措置の対象となる業種

※日本標準産業分類による

製造業	大分類「製造業」に分類されるもの 大分類「情報通信業」に掲げられる中分類「情報サービス業」に分類されるもの
本市工業の振興に資する」と認められる事業	大分類「運送業、郵便業」に分類されるもののうち、中分類「郵便業」を除くもの 大分類「卸売業、小売業」に分類されるもののうち、中分類に掲げる各種小売業を除くもの
	大分類「学術研究、専門技術サービス業」に掲げられる中分類「学術・開発研究機関」および「技術サービス業」に分類されるもの
	市長が本市工業の振興に資すると認めた事業